

*** 備考 ***

52MHz帯で500Wを超える空中線電力の使用は、50MHzから51.5MHzまでの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限る。

平成 27 年 7 月 8 日

信越総合通信局長

